

感染症の判定基準

サーベイランス対象患者

熱傷患者をのぞく全入室患者。

感染症の判定基準

ICU 入室後 48 時間以降、退室時まで発症した以下の感染症。

(実際には、ICU 入室日から感染症診断までの経過日数が 3 日以上データが対象となる。)

1. 人工呼吸器関連肺炎

人工呼吸器(気管挿管・気管切開など侵襲的手段で気道確保を行っている人工呼吸に限る。非侵襲的人工呼吸は含まない)が装着されており、以下の 3 つの基準をすべて満たすもの。

基準 1 胸部 X 線写真で新たな、もしくは進行性の浸潤影または異常陰影が存在する。

基準 2 以下の条件を 1 つ以上満たす。

- 条件 1 他の原因では説明できない 38 を超える発熱が認められる。
- 条件 2 他の原因では説明できない白血球数の増加(12000/mm³以上)または減少(4000/mm³未満)のいずれかを認める。
- 条件 3 膿性痰の出現もしくは痰の性状の変化、痰の量の増加のいずれかが認められる。

基準 3 以下の条件を 1 つ以上満たす。

- 条件 1 気管内吸引もしくは気管支肺胞洗浄、生検などで採取された検体から原因菌が検出される。
- 条件 2 血液培養から病原体が検出され、なおかつ検出された病原体は他の感染巣と関連が無い。
- 条件 3 気管内吸引もしくは気管支肺胞洗浄、生検などで採取された検体からウイルスが分離されるか、ウイルス抗原などが検出される。
- 条件 4 病原体に対する抗体価上昇が認められる(シングル血清で IgM 高値、もしくはペア血清で IgG が 4 倍以上に上昇)。

2. カテーテル関連血流感染症

血管留置カテーテル(中心静脈カテーテルに限らず、末梢静脈カテーテルなども含む)が留置されており、かつ基準 1 または基準 2 のいずれかを満たすもの。

基準 1 1 回以上の血液培養で病原体が検出され、かつ検出された病原体はカテーテル以外の感染巣と関連がない。

基準 2 以下の 2 つの条件をすべて満たすもの。

条件 1 38 を超える発熱、悪寒、低血圧のいずれかが認められる。

条件 2 一般の皮膚汚染菌(コアグラージェ陰性ブドウ球菌、バチルス属、プロピオン酸菌属、マイクロコッカス属等)が異なる機会に採取された 2 回以上の血液培養から検出される。

3. 尿路感染症

以下の 2 つの条件をすべて満たすもの。

基準 1 他の感染症では説明できない 38 を超える発熱が認められる。

基準 2 以下の条件を 1 つ以上満たす。

条件 1 尿定量培養で $10^5/\text{cm}^3$ 以上の細菌が検出される。

条件 2 膿尿(尿沈渣で 1 視野に 10 個以上の白血球)が認められる。

条件 3 非遠沈尿のグラム染色で細菌が認められる。

条件 4 尿検査用の試験紙で、白血球エステラーゼもしくは亜硝酸塩が陽性となる。